

自社の経営基盤を向上し利益アップを図る 「経営革新塾」受講生募集

【日時】 9月2日(水)～11月11日(水) 10回コース
毎週水曜日 午後7時～午後9時30分

【場所】 佐野商工会議所 3階 大会議室

【参加費】 10,000円 (受講料5,000円・交流会参加費等5,000円・消費税込)

【対象者】 新たな事業展開を検討している方、新商品・新技術・新サービスを目指す方、既存事業の底上げを目指す方、後継者を目指す方、中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画を予定している方など

【申込方法】 参加希望の方は、電話またはメールでご連絡下さい。受講申込書をお送りいたします。

詳細・お申し込みは佐野商工会議所(☎22-5511)まで



建設行政について意見要望活動 佐野市長を迎え開催

建設部会

平成二十一年度第一回建設部会役員会を六月十八日(木)ホテルサンルート佐野において三十社の出席のもと開催した。山崎部会長は挨拶の後、①平成二十一年度事業報告及び収支決算の承認について、②平成二十一年度事業計画(案)及び収支予算(案)の審議について事務局

より説明、異議なく全会一致で原案通り承認した。また、佐野市の施策等に

関する要望事項について、岡部佐野市長並びに篠原建設部長をお迎えし、地元業者育成及び佐野土木事務所との統合問題等について前向きで活発な意見交換会が開催された。(青木)

ハローワーク佐野からのお知らせ

ハローワークでは、昨年末からの厳しい雇用の悪化に伴い、雇用の維持を目的とした助成金制度や雇用保険受給者に対する拡充をはじめ、各種政策に取り組んでいます。こうした中、経

取引先の突然の倒産 そんなとき支えてくれる共済です!!

経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)とは、貴方の会社が健全経営でも「取引先の倒産」という事態はいつ起こるかわかりません。経営セーフティ共済は、そのような不測の事態に直面された中小企業の皆様に迅速に資金をお貸しする共済制度です。毎月一定の掛金を積み立てていただいた加入者の方は、取引先が倒産した場合に、積み立てた掛金総額の十倍



の範囲内(最高三〇〇万円まで)で回収困難な売掛金債権等の額以内の貸し付けを受けることができます。

●掛金
●毎月掛金は、五千円から八万円までの範囲内(五千円単位)で自由に選べます。(加入後、増減額ができません)

●掛金総額が、三〇〇万円になるまで積み立てられます。

●掛金は、税法上損金(法

人)または必要経費(個人)に算入できます。

●貸付事由
加入後六か月以上経過し、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等について回収が困難となった場合。※貸付(貸付期間・条件)

●貸付金額
掛金総額の十倍に相当する額が、回収困難となった売掛金債権等の額のいずれか少ない額(一共済契約者当たりの貸付残高が三〇〇万円を超えない範囲)

●請求ができる期間は倒産発生日から六ヶ月以内です。

●返済期間
掛金総額の十倍に相当する額が、回収困難となった売掛金債権等の額のいずれか少ない額(一共済契約者当たりの貸付残高が三〇〇万円を超えない範囲)

●返済期間・条件
五年(据置期間六か月を含む)の毎月均等償還。無担保・無保証人(但し、貸付けを受けた場合、共済金貸付額の十分の一に相当する掛金の権利は消滅します)

●加入資格や詳細については、当所経営支援課(☎二二一五一一)までお電話下さい。(奈良)

2009年元気なモノ作り中小企業300社 当所会員事業所 丸昌産業(株) 選定

経済産業省の「二〇〇九年元気なモノ作り中小企業三〇〇社」に県内の五企業が選定され、「キラリと光るモノ作り小規模企業」部門に当所会員事業所の丸昌産業(株)(田島町)が選ばれた。これは同省が、目に触れにくい重要な役割を果たしているモノ作り中小企業と「キラリと光るモノ作り小規模企業」とし、それぞれ一五〇社ずつ選定された。

丸昌産業(株)は、繊維関連の素材、加工品、化学処理から各種環境改善対策の化学用品など取り扱っている。今回は、素材を選ばず、繊維の風合いを損なわず、少量で後加工が簡易、紫外線以外の可視光線でも十分に反応し、長期的に効果が持続する繊維用光触媒の開発などの高い技術力が評価された。

一日公庫のご案内

日本政策金融公庫佐野支店国民生活事業から融資担当者が出張し、その場で融資の相談を行います。

日時 7月16日(木) 午前10時～正午

場所 当所 3階 第5小会議室

※詳しくは、折込チラシをご覧ください。

無担保・無保証人マル経資金

最大 **1500万円** まで融資

金利 **2.0%**

(平成21年7月1日現在)

【外国人指針の内容】

- ①外国人雇用状況届出制度
- ②外国人指針に基づく適正な雇用管理

県火災共済

中小企業のための火災共済 掛金が安く 支払いが早い

栃木県火災共済協同組合は、県内の商工会議所等が中小企業者のためにつづけた助け合い事業です。しかも、一県にひとつしか認可されない極めて公共性の強い組織であり、大火等の異常な災害に際しては、県の支払い保証や金融機関の融資保証がなされており安心です。

【特色】

- ①掛金が安い
営利を目的としないので掛金が安く、経費節減に役立ちます。
- ②支払いが早い
万一の場合、直ちに査定を行い、簡単な手続きで共済金を支払います。
- ③剰余金は契約者に還元
協同組合組織ですから、剰余金は利用分量配当などで契約者に還元されます。
- ④質権設定ができる
融資物件の火災共済加入もできます。

お見積りだけでも構いません。詳しくは、当所経営支援課(☎二二一五一一)までお問合せ下さい。(青木)

- 店舗併用住宅、店舗、事務所、作業所などの建物は…
- ◎一般販売店舗や危険割増のない建物の場合
(100万円契約あたり1年間のお支払いは…)
- | 建物の構造別 | 共済の目的 | | | | | |
|-----------|-------|-----|-----------|---------|---------------|--------|
| | 建物 | 動産 | 鉄骨耐火造(1級) | 鉄骨造(2級) | 木造モルタル塗造等(3級) | 木造(4級) |
| 普通火災共済 | 320 | — | 550 | 1,240 | 2,210 | 2,500 |
| 家財・機械・什器等 | — | 400 | 550 | 1,240 | 2,210 | 2,500 |
| | — | 600 | 750 | 1,440 | 2,410 | 2,700 |
- ◎普通物件は、職業・作業の内容によって上記の他に割増料がかかる場合があります。それぞれお問い合わせください。
- 例：料理飲食店の場合
(100万円契約あたり1年間のお支払いは…)
- | 建物の構造別 | 共済の目的 | | | | | |
|-----------|-------|-----|-----------|---------|---------------|--------|
| | 建物 | 動産 | 鉄骨耐火造(1級) | 鉄骨造(2級) | 木造モルタル塗造等(3級) | 木造(4級) |
| 普通火災共済 | 740 | — | 1,400 | 2,500 | 4,320 | 4,610 |
| 家財・機械・什器等 | — | 820 | 1,400 | 2,500 | 4,320 | 4,610 |

残業削減雇用維持奨励金のご案内 (雇用調整助成金制度)

～残業削減により労働者の雇用を維持する事業主を支援します～

- ◆助成金制度の概要◆
景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、その雇用する労働者や役務の提供を受けている派遣労働者の雇用の安定を図るため、残業時間を削減して雇用の維持等を行う事業主の方に助成を行います。
- ◆支給手続き等◆
本奨励金を受給するためには、労働組合等との間に残業削減に関する書面による協定を締結し、当該書面の写しを添えた残業削減計画書を事前に提出する必要があります。本奨励金の支給は、事業主の指定した対象期間(1年間)の初日から6か月ごとに区分した判定期間ごとに2回に分けて行い、支給申請期間は当該判定期間の末日から起算して1か月となります。
- ◆支給額◆
支給額は、各判定期間の末日時点における有期契約労働者及び役務の提供を受けている派遣労働者1人当たり、判定期間ごとに以下のとおりです。(ただし、上限はそれぞれ100人とし、残業削減計画書の提出日の翌日以降に新たに雇い入れられた人等は対象となりません。)
- | | [有期契約労働者] | [派遣労働者] |
|---------------|-------------|---------------|
| 中小企業事業主 | 15万円(年30万円) | 22.5万円(年45万円) |
| 中小企業事業主以外の事業主 | 10万円(年20万円) | 15万円(年30万円) |
- ◆支給条件◆
本奨励金は、売上高又は生産量等の指標の最近3か月間の月平均値がその直前の3か月又は前年同期に比べ5%以上減少している事業所(中小企業の場合は直近の決算等の経常損益が赤字であれば5%未満でも可)の事業主に対し、それぞれの判定期間において、以下の支給要件を満たした場合に支給します。
- ①判定期間における事業所労働者(事業所の雇用保険被保険者及び事業所に役務の提供を行う派遣労働者)1人1月当たりの残業時間が、比較期間(計画書の提出月の前月又は前々月から遡った6か月間)の平均と比して1/2以上かつ5時間以上削減されていること
 - ②判定期間の末日における事業所労働者数が、比較期間の月平均事業所労働者数と比して4/5以上であること
 - ③計画書の提出日から判定期間の末日までの間に事業所労働者の解雇等(有期契約労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む。)をしていないこと